

平成 25 年 7 月 29 日

各 位

株 式 会 社 山 口 銀 行

### 大雨にかかる災害に対する当行の対応について

この度の大雨により被災された皆さま方に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈りいたします。

また、一部店舗・キャッシュコーナーで営業に支障を来たしご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

山口銀行（頭取 福田浩一）は、この度の大雨により被災された皆さま方の一日も早い災害復旧へのご支援をさせていただくため、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. ご預金等のお取引があるお客さまへ

通帳・証書・届出印を紛失された被災者の方から預金払戻依頼等を受けた場合は、ご本人様の確認を行ったうえで払戻しの対応を行います。（別紙 1 ご参照）

2. 被災された中小企業者のお客さまへ

災害復旧を金融面からご支援させていただくために、「水害緊急対策資金」融資の取扱いを行います。（別紙 2 ご参照）

3. 被災された個人のお客さまへ

災害復旧を金融面からご支援させていただくために、「やまぎん災害復旧ローン」の取扱いを行います。（別紙 3 ご参照）

以 上

**【本件に関するお問合せ先】**

カスタマーコミュニケーション部 広報室

尾上 TEL : 083-223-4477

ご預金等のお取引があるお客さまへのご対応について

1. ご預金の払戻しについて

預金の通帳・証書・印章等をなくされた被災者の方につきましては、預金のお支払いについて便宜扱いをいたします。

この場合、ご来店の際に運転免許証などご本人様であることを確認できる本人確認書類をご持参ください。

なお、本人確認書類がご用意できない場合は、お取引店または当行本支店の窓口へあらかじめお問い合わせください。

2. 定期預金等の期限前払出についても、ご事情によりご相談に応じます。

以 上

中小企業者向け「水害緊急対策資金」について

1. 融資条件

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 融資対象者  | この度の大雨により被害を受けた中小企業者および組合                                  |
| (2) 資金使途   | 被害にともなう事業再建のために必要な資金（設備・運転）                                |
| (3) 融資限度額  | 50 百万円以内   |
| (4) 融資期間   | 7 年以内（なお、必要に応じて据置期間 2 年まで可能）                               |
| (5) 融資利率   | 当行最優遇金利マイナス 0.2%による変動金利<br>(信用保証協会保証付の場合は当行最優遇金利マイナス 0.7%) |
| (6) 返済方法   | 原則元金均等月賦償還   |
| (7) 保証人・担保 | 当行所定の方法によります   |

2. 取扱期間

平成 25 年 7 月 29 日（月）～平成 25 年 10 月 31 日（木）

3. 取扱店

全店

以 上

個人向け「災害復旧ローン」について

1. 融資条件

- (1) 融資対象者 この度の大雨による被災者で、次の条件を満たす方
- ① 借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下で、最終返済時の年齢が満 70 歳未満の方
  - ② 勤続（営業）年数が 2 年以上の方
- (2) 資金使途 この度の大雨被害による次の資金  
（対象物件の所有者が、お借入人またはお借入人の 2 親等以内の親族である場合に限ります）
- ① 住宅の補修・修繕資金
  - ② 自家用車（事業用は除く）の修理・買替資金
  - ③ 家具・家電等の修理・買替資金
  - ④ その他、大雨災害に関する復旧資金
- (3) 融資金 10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）
- (4) 融資期間 6 ヶ月以上 10 年以内（6 ヶ月単位）  
ただし、融資金額 300 万円以内の場合は 7 年以内
- (5) 融資利率 固定金利 年 1.950%（保証料は銀行負担）
- (6) 返済方法 元利均等月賦返済（6 ヶ月ごとの増額返済もできます）

2. 取扱期間

平成 25 年 7 月 29 日（月）～平成 25 年 10 月 31 日（木）

3. 取扱店

全店

以上